

平成13年 1月26日制定（空機第1561号）

平成18年10月24日改訂（国空機第 801号）

平成20年 6月19日改訂（国空機第 220号）

平成23年 6月30日一部改正（国空航第 516号・国空機第 280号）

平成26年 3月31日一部改正（国空航第1166号・国空機第1557号）

令和 4年 4月 1日一部改正（国空機第1190号）

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：航空局と本邦航空運送事業者との間の定例会議について

### 1. 目的

本サーキュラーは、航空法（以下「法」という。）第134条第1項に基づく報告徴収の一環として、また、連続式耐空証明を有する機種については、同証明の交付基準への適合状況を定期的に報告し、確認を受ける場として、航空局と本邦航空運送事業者との間の情報交換、当局からの必要な指導等に資するために開催される定例会議について定めるものである。

### 2. 適用

特定本邦航空運送事業者にあっては、航空局安全部航空安全推進室との間で、1ヶ月に1回を目安として、定例会議を開催するものとする。

また、特定本邦航空運送事業者以外の次に掲げる本邦航空運送事業者にあっては、地方航空局保安部整備審査官との間で、事業者の事業内容に応じて次の回数を目安として、定例会議を開催するものとする。

- (1) 連続式耐空証明を有する航空機を運航する本邦航空運送事業者：2ヶ月に1回
- (2) (1)に規定する本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者であって、最大離陸重量 5,700kg を超える飛行機を運航するもの又は路線を定めて航空運送事業を営むもの：3ヶ月に1回

### 3. 資料の項目及び内容

定例会議における資料は、少なくとも次に掲げる項目及び内容が含まれているものであること。この場合において、第3-3項から第3-17項までに掲げる内容については、各々、前回の定例会議の開催月（以下「前回開催月」という。）以後、現に開催を予定している定例会議の開催月（以下「今回開催月」という。）の前月までの内容を含めること。

なお、連続式耐空証明が交付された機種に対して求められている項目及び内容については、第3-16項及び第3-17項を除き、今後、連続式耐空証明の交付を受けようとする機種についても含めることが望ましい。また、資料の項目及び内容は、各事業者の

事情により適宜追加することができる。

### 3-1 事業計画の概要

次の定例会議の開催予定月（以下「次回開催月」という。）までのトピックス（主要なダイヤ変更、基地の追加・廃止、機材導入・退役等）が含まれていること。

なお、本項による事業計画の概要については、第3-2項による月間整備計画及び整備実績に併記されていてもよい。

### 3-2 月間整備計画及び整備実績

次回開催月までの重整備計画及び前回開催月以降今回開催月の前月までの整備実績が含まれていること。

なお、整備計画及び整備実績については主要事項の概要が別に記載されており、次回開催月までの重整備計画については自社整備又は整備委託の別が識別できるものであること。（整備委託の場合は委託先が識別できるものであることが望ましい。）

また、整備実績については今回開催月のものが含まれていてもよい。

### 3-3 航空機の使用状況

機種毎の使用状況が含まれていること。

### 3-4 航空機材品質の状況

#### (1) 航空機材品質の概況

少なくとも以下に掲げる月毎の機種別データが含まれていること。当該データは、年度における月毎の推移を示すものとし、前年度との対比及び該当する場合には品質達成目標との比較も含まれていることが望ましい。

- ① 定時出発率（ここでの定時出発率では、機材品質に係る不具合に起因する欠航又は15分を超える遅延に至ったものののみを考慮すること。）
- ② 機材品質に係る不具合に起因するイレギュラー運航及びランプアウト後の引返しの発生件数及び出発回数当たりの発生率
- ③ 発動機空中停止件数及び出発回数当たりの発生率（試験飛行等により意図的に停止させたものを除く。）
- ④ 発動機及びプロペラの計画外取卸し数並びに1,000使用時間当たりの取卸し率
- ⑤ 機体部品の一部脱落の発生件数（最大離陸重量5,700kgを超える飛行機及び最大離陸重量3,175kgを超える回転翼航空機に限る。）

#### (2) 機材品質に関する不具合の概要及び対応状況

機材品質に関する不具合の概要、原因及び再発防止策が含まれていること。当該不具合には、少なくとも以下に掲げるもの（③については再発防止策を策定したものなど主要なものに限ってもよい。）が含まれていること。

- ① 法第111条の4に係る航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態（機材品質に係るものに限る。）
- ② イレギュラー運航及びランプアウト後の引返しに至った機材品質に係る不具

## 合

- ③ 欠航及び少なくとも 15 分を超える遅延に至った機材品質に係る不具合
- ④ 機体部品の一部脱落（最大離陸重量 5,700kg を超える飛行機及び最大離陸重量 3,175kg を超える回転翼航空機に限る。）
- ⑤ サーキュラーNo. 6-002「航空機故障報告制度について」に規定される故障（最大離陸重量 5,700kg 以下の飛行機及び最大離陸重量 3,175kg 以下の回転翼航空機に限る。）

また、前回までの定例会議において報告された不具合であって、報告当時には不具合原因や再発防止策が未定であったものについても、特に重要なものにあっては、適宜対応状況を含めることが望ましい。

なお、連続式耐空証明が交付された機種にあっては、本項の①～⑤に掲げられた不具合の全発生数に対して、その対応状況の区分（完了又は未完了）が明らかになっていること。対応完了済のものについては、再発防止策の策定、経過観察、対応不要などの対応内容の内訳がわかるものが望ましい。

### 3-5 信頼性管理プログラムの運用状況（当該制度を有する本邦航空運送事業者に適用する。）

信頼性管理目標値を超過した項目についての概要が含まれていること。

ただし、連続式耐空証明が交付された機種にあっては、信頼性管理目標値を超過した項目について、その概要のみならず、当該超過項目に対する是正措置及び実施期限も含まれていること。また、信頼性管理目標値の超過項目のうち前回の定例会議までに是正措置が完了していないものにあっては、その是正措置の実施状況等についても含まれていること。

### 3-6 耐空性改善通報（TCD）の実施結果

耐空性改善通報に基づく検査によって発見された不具合が含まれていること。重要な不具合については、今回開催月のものも含まれていること。

### 3-7 技術指令の発行状況（当該制度を有する本邦航空運送事業者に適用する。）

発行した技術指令の項目のリストが含まれており、かつ、作業の区分及びメーカー資料への準拠の有無が明確なものであること。

なお、主要な機材不具合に関連するもの及び大規模な自社改修事項については、簡潔な説明資料が添付されていることが望ましい。

また、今後発行予定の主な技術指令の項目のリストであって、当局の承認取得予定の有無を示したものが添付されていることが望ましい。

### 3-8 サービス・ブレティン等の採否状況

航空機及び発動機の製造者が発行した耐空性の確保に必要な措置を求める技術通報（以下「SB 等」という。）（航空機及び発動機の製造者が、装備品等の製造者が発行した SB 等を引用して発行した SB 等を含む。）の表題、緊急度、該当／非該当の別及び

該当するものにあっては採否状況（採用／不採用／保留）が明確なものであり、かつ、不採用とした SB 等についての検討内容及び検討保留中の SB 等についての説明（保留の理由を含む）が含まれていること。

連続式耐空証明が交付された機種にあっては、耐空性改善通報及び SB 等の評価期間がサーキュラーNo. 4-007「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間の設定について」第 6 項(4)②イに掲げる期間を超過しているものの評価状況（超過している理由を含む。）についても含まれていること。

### 3-9 機体重整備実施状況

修理の持ち越し、重要な亀裂及び腐食並びにケーブルの非定例交換の状況（法第 111 条の 4、サーキュラーNo. 6-001「航空機に係る不具合の報告・通報について」又はサーキュラーNo. 6-002「航空機故障報告制度について」に基づいて報告を行ったものを除く。）が含まれており、かつ、これらの各項目について簡単な説明が付されていること。

また、所要の工数及び発生した不具合の件数も含まれていること。

### 3-10 運用許容基準の適用状況

機種別の運用許容基準の適用件数及び出発回数当たりの適用率並びに運用許容基準の適用は可能であったが乗員の要請により修理した事例の概要が含まれていること。

なお、前年の同月との比較及び前年の年間平均との比較も示されていることが望ましい。

### 3-11 ワークマンシップ等に起因する運航阻害等の状況

ワークマンシップに起因する運航阻害又はヒューマン・ファクターによる不具合事象であって運航阻害に至る可能性のあったもの（法第 111 条の 4、サーキュラーNo. 6-001「航空機に係る不具合の報告・通報について」又はサーキュラーNo. 6-002「航空機故障報告制度について」に基づいて報告を行ったものを除く。）の概要、原因及び是正対策が含まれていること。

### 3-12 品質審査・監査状況

社内組織及び外注先に対して実施した品質審査・監査の概要が含まれていること。また、当該品質審査・監査の結果、不備が認められた場合にあっては、当該不備の内容及び是正措置についても含められていること。

### 3-13 着氷状況

氷塊の落下事例の概要が含まれていること。

また、着氷モニターが適用されている本邦航空運送事業者にあっては、当該期間における着氷状況の監視状況が含まれていること。

### 3-14 飛行規程の改訂状況

飛行規程の内容に対応する原文の改訂番号並びにその後発行された原文の改訂版の

改訂番号、主要改訂内容、発行年月日、入手年月日及び当該改訂による飛行規程承認日又は変更申請予定日が含まれていること。

また、飛行規程又は原文の改訂内容が運用限界の変更に該当するか否かが明確なものであること。

### 3-15 整備要目及び運用許容基準要目の改訂状況

整備規程の内容に対応する根拠資料 (MRB Report、Maintenance Planning Document (MPD)、Master MEL (MMEL)、Configuration Deviation List (CDL)、Dispatch Deviation Guide (DDG) / Dispatch Deviation Procedure Guide (DDPG)等主要なものののみでよい。以下この項において同じ。) の改訂番号並びにその後発行された根拠資料の改訂版の改訂番号、主要改訂内容、発行年月日、入手年月日及び当該改訂による整備規程変更申請予定日又は整備規程変更届出予定日が含まれていること。

連続式耐空証明が交付された機種にあっては、整備要目及び運用許容基準の評価期間がサーキュラーNo. 4-007「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間の設定について」第6項(4)②ロ及びハに掲げる期間を超過しているものの評価状況(超過している理由を含む。)についても含まれていること。

### 3-16 定期的な耐空性の確認の実施状況（連続式耐空証明が交付された機種に限る。）

サーキュラーNo. 4-007「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間の設定について」第7項(1)に基づく定期的な耐空性の確認の実施状況が含まれられていること。また、当該確認の結果、不具合が認められた場合にあっては、当該不具合の内容及び是正措置についても含まれられていること。

### 3-17 NHF (Normally Hidden Function)飛行試験の実施状況等（連続式耐空証明が交付された機種に限る。）

サーキュラーNo. 4-007「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間の設定について」第7項(2)に基づくNHF 飛行試験の実施状況が含まれられていること。当該確認の結果、不具合が認められた場合にあっては、当該不具合の内容及び是正措置についても含まれられていること。

また、サーキュラーNo.4-007 第6項(3)①ハの規定に基づき、飛行試験による確認を行わない項目について、通常運航又は地上の整備においてNHF 関連システムに関連する不具合が認められた場合にあっては、当該不具合の内容及び是正措置が含まれていること。

## 4. その他

### 4-1 サーキュラーNo. 4-019「本邦航空運送事業者による装備品、部品等の限定使用（サービス・トライアル）について」による当局への報告は、特に支障のない場合には定例会議において行ってもよい。

### 4-2 第3項の項目及び内容を満足するものであれば、社内用の資料を定例会議用として使用してもよい。

- 4-3 資料の様式及び内容の詳細は、第3項の項目及び内容を満足するものであれば、各社の事情により適宜工夫してもよい。
- 4-4 このサーキュラーの内容は、各本邦航空運送事業者の整備規程又は整備規程附属書に含められることが望ましい。

#### 附則

1. 本サーキュラーは、平成13年4月1日から施行し、同日以後に開催される定例会議から適用する。
2. サーキュラーTCL-135-1-90「航空局と定期航空運送事業者の定例会議における資料等について」は、廃止する。
3. 本サーキュラーの施行後最初に開催される定例会議に対する本サーキュラーの適用については、第3項中「前回の定例会議開催月」とあるのは、「前月」と読み替えるものとする。

#### 附則 (平成18年10月24日)

1. 本サーキュラーは、平成18年10月24日から適用する。

#### 附則 (平成20年6月19日)

1. 本サーキュラーは、平成20年7月1日から適用する。
2. 第3項の改訂部分については、本サーキュラーの施行日の翌年度分の報告を行う定例会議までの間は、なお従前の例によることができる。

#### 附則 (平成23年6月30日)

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

#### 附則 (平成26年3月31日)

1. 本サーキュラーは、平成26年4月1日から適用する。

#### 附則 (令和4年4月1日)

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。